

一般財団法人 新潟県水泳連盟

加盟団体規程

【目的】

第一条 本規程は、一般財団法人新潟県水泳連盟（以下「本連盟」という。）の定款・第3条及び第4条に規定する目的・事業の円滑な運営を図るため、加盟団体を組織し、その組織等について必要な事項を定めることを目的とする。

【加盟団体】

第二条 本連盟の加盟団体は、水泳に関する団体で、本連盟の目的に賛同し、定款第4条に定める事業に積極的に参加し得るものとし、かつ、理事及び評議員の3分の2以上の同意を得たものとする。

【加盟】

第三条 本連盟に加盟しようとする団体は、次の各項目を明記した加盟申請書を提出しなければならない。

- (1) 団体名（略称がある場合はそれも明記すること）
- (2) 代表者の氏名及び住所、電話番号
- (3) 本部又は事務所の所在地及び電話番号（連絡責任者の氏名）
- (4) 規約及び設立年月日
- (5) 役員名簿
- (6) 「当該年度事業計画及び予算書」

2 加盟しようとする団体より加盟申請書の提出があった場合は、本連盟は、直近の定時理事会及び評議員会で審議し、審議結果を速やかに当該団体に通知しなければならない。

3 加盟が承認された場合は、加盟団体は速やかに加盟金：10,000円を納入しなければならない。尚、学校体育の団体は、免除する。

【加盟団体の使命】

第四条 本連盟の加盟団体は、水泳競技団体としての公正性、公平性を確保し、定

款第三条の目的達成のため、社会的存在としての責任を自覚した組織運営を行い、以下の取り組みを自主的・自律的に行わなければならない。

- (1) 水泳競技者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、水泳競技の健全な普及・発展を図ること
- (2) 水泳競技団体としての組織運営の透明性を確保し、コンプライアンス（法令遵守）とガバナンス（統治）の強化・充実を図ること

【加盟団体の遵守すべき事項】

第五条 加盟団体は、関係法令及び加盟団体に適用される本連盟諸規程を遵守し、前条に定める使命を果たすよう努めなければならない。

【報告及び届出義務】

第六条 加盟団体は、第3条に定める事項に変更が生じた場合には、速やかに書面をもって本連盟に届出をしなければならない。

- 2 加盟団体は、各団体の運営・事業又は活動に関する本連盟からの問い合わせ等に対し、適切に対応をしなければならない。
- 3 加盟団体に関する苦情、相談に関し、加盟団体は本連盟の指示に従い、適切に解決をするよう努めるものとし、その調査の進捗、結果について適時適切に本連盟に報告をしなければならない。

【分担金】

第七条 本連盟の加盟団体は、所定の分担金を毎年5月末日までに、本連盟あてに納入することを要する。

- 2 新たに加盟した団体は、加盟承認された日の属する年度から分担金を納入しなければならない。
- 3 加盟団体が資格を喪失したときは、既に納入されている加盟金・分担金の返還は行わない。
- 4 分担金の額は次のとおりとする。また、分担金額の変更に関しては、理事会及び評議員会の決議より定める。

(1) 市及び地域の団体

- | | |
|------------------|---------|
| ①新潟市、長岡市、柏崎市、上越市 | 30,000円 |
| ②上記以外の団体 | 10,000円 |

(2) 企業（SC）、マスターズ、水泳同好会等の団体

5,000円

(3) 学校体育の団体は、この範囲から除く。

【分担金の免除】

第八条 加盟団体の申請に基づき、天災地変その他の特別な事情により、分担金の納入が困難であると認められたときは、理事会の決議により、分担金の減額、または免除をすることができる。

【資格の喪失】

第九条 本連盟の加盟団体は、次の理由によって資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 団体の解散
- (3) 除名

【脱退】

第十条 本連盟の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届けを提出し、理事会の過半数の同意を得なければならない。

【除名】

第十一条 本連盟の加盟団体は、次の各号のいずれかに該当したときは、理事会及び評議員会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 本連盟の加盟団体として、義務に違反したとき
- (2) 本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に違反する行為があったとき
- (3) 分担金を2年間滞納したとき

【改廃】

第十二条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則1 令和6年4月1日一部改訂

(第二条、第四条、第五条、第六条)